◇文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第四一八号）（文部科学省）

一　文化財保護法施行令の一部改正関係

1　次の㈠から㈤までの現状変更等に係る文化庁長官の許可権限について、都道府県又は市の教育委員会に移譲することとした。（第五条第四項第一号関係）

㈠　二年以内の期限を限って設置される小規模仮設建築物の新築、増築又は改築

㈡　電柱並びに埋設されていない電線、ガス管、水管及び下水管並びにこれらに類する工作物の設置等

㈢　建築物等（建築又は設置の日から五〇年を経過していない建築物等に限る。）の除却

㈣　史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取

㈤　捕獲した天然記念物に指定された動物の血液その他の組織の採取

2　市の区域内に存する国指定の史跡名勝天然記念物のうち、都道府県が管理団体であり、かつ、当該都道府県の教育委員会が管理のための計画を定めている史跡名勝天然記念物に係る現状変更等については、地方に移譲されている範囲において都道府県の教育委員会が許可することができることとした。（第五条第四項、第六項及び第七項関係）

二　地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部改正関係

文化財保護法施行令の改正により市の教育委員会が行うこととする許可等の事務の範囲が拡大することを受け、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二〇年法律第四〇号）に基づく歴史的風致維持向上計画の認定を受けた町村の教育委員会が行うこととする許可等の事務も、これに対応したものとなるよう拡大することとした。（第六条第一項関係）

三　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇建設業法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四一九号）（国土交通省）

建設業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第五五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年六月一日とすることとした。

◇建設業法施行令の一部を改正する政令（政令第四二〇号）（国土交通省）

一　二級の技術検定の学科試験が行われる日の属する年度の末日における年齢が一七歳以上の者は、当該学科試験を受験することができることとした。（第二七条の五関係）

2　二級の技術検定の学科試験に合格した者は、種目（建設機械施工、土木施工管理又は建築施工管理にあっては、種目及び種別）を同じくする二級の技術検定（検定種目その他の事項を勘案して国土交通大臣が定める期間内に行われるものに限る。）の学科試験の全部を免除することとした。（第二七条の七関係）

3　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四二一号）（文部科学省）

一　学校教育法施行令の一部改正関係

市町村の教育委員会が指定する就学すべき学校の対象に義務教育学校を加えること等の所要の規定の整備を行うこととした。（第一条関係）

二　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令の一部改正関係

公立の義務教育学校の学級編制及び教職員定数の標準について、小学校又は中学校と同等の標準を定めること等に伴う規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

三　義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正関係

市町村立の義務教育学校の教職員の給与及び報酬等に要する経費を、国庫負担の対象に加えることに伴う規定の整備を行うこととした。（第三条関係）

四　義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正関係

校舎及び屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定する場合の公立の義務教育学校に係る学級数に応ずる必要面積について、当該義務教育学校の前期課程を小学校と、当該義務教育学校の後期課程を中学校とそれぞれみなして計算した面積を合計した面積とする等の所要の規定の整備を行うこととした。（第四条関係）

五　この政令は、平成二八年四月一日から施行することとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四二二号）（消費者庁）

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成二六年法律第一一八号）の施行期日は、平成二八年四月一日とすることとした。

◇不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四二三号）（消費者庁）

一　不当景品類及び不当表示防止法第十二条の規定による権限の委任等に関する政令の一部改正関係

1　題名の改正

題名を「不当景品類及び不当表示防止法施行令」に改めることとした。（題名関係）

2　法第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法

㈠　不当景品類及び不当表示防止法（昭和三七年法律第一三四号。以下「法」という。）第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、㈡に定めるものを除き、同条第二項に規定する課徴金対象期間（以下単に「課徴金対象期間」という。）において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額を合計し、かつ、所定の額を控除する方法とすることとした。（第一条関係）

㈡　事業者が課徴金対象期間内において引き渡した商品又は提供した役務の対価の額の合計額と課徴金対象期間内において締結した契約により定められた目的物の対価の額の合計額との間に著しい差異を生ずる事情があると認められるときは、法第八条第一項に規定する政令で定める売上額の算定の方法は、課徴金対象期間において締結した契約により定められた目的物の対価の額を合計し、かつ、所定の額を控除する方法とすることとした。（第二条関係）

3　特定

法第一〇条第一項に規定する一般消費者の特定

法第一〇条第一項に規定する課徴金対象期間において当該商品又は役務の取引を行った一般消費者であって特定されているものは、課徴金対象期間内に法第八条第一項に規定する課徴金対象行為に係る商品の引渡し又は役務の提供を受けたこと（2の㈡の場合は、契約を締結したこと）が、当該事実を証する資料により特定された者（以下「特定消費者」という。）とすることとした。（第三条関係）

4　法第一〇条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法

㈠　法第一〇条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、㈡に定めるものを除き、同項の申出をした特定消費者が課徴金対象期間において引渡しを受けた商品又は提供を受けた役務の対価を合計し、かつ、所定の額を控除する方法とすることとした。（第四条関係）

㈡　2の㈡の場合においては、法第一〇条第一項に規定する政令で定める購入額の算定の方法は、同項の申出をした特定消費者が課徴金対象期間において締結した契約により定められた目的物の対価の額を合計し、かつ、所定の額を控除する方法とすることとした。（第五条関係）